亀山市告示第155号

亀山市放置自転車等の適正な移動等に関する要綱(平成26年亀山市告示第137号) 第5条第3項の規定により放置自転車等を保管したので、同要綱第6条第1項の規定に より、次のとおり告示する。

なお、当該放置自転車等の利用者等は、亀山市建設部都市整備課に申し出ること。 令和5年9月14日

亀山市長 櫻 井 義 之

1 放置自転車等の型式、車体番号等

放置自転車等の	車体番号	放置されていた	塗色	防犯登録番号
型式		場所		
自転車 (不明)	ST9KF02597	加太駅駐輪場	黄緑	愛知県警察19-オ
自転車 (不明)	J J 2 0 C 0 2 7 2 5	加太駅駐輪場	黒	防犯登録なし

- 2 保管場所 亀山駅西駐輪場
- 3 保管期間 令和5年9月13日から同年12月15日まで
- 4 保管期間を経過した場合においては、処分を行う。